

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（令和6年3月29日京都市
条例第47号）（行財政局人事部給与課）

会計年度任用職員について、令和6年度以後、新たに勤勉手当を支給することに伴い、
規定を整備することとしました。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとしました。

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

京都市条例第47号

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「会計年度任用職員」の右に「のうち、別に定める者」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)